

# 河川の増水等により冠水被害を受けた園芸作物の取扱いについて

長野県農政部園芸畜産課

冠水等の被害を受けた野菜や果樹など園芸作物の取扱いにあたっては、消費者への衛生的で安全な食品を供給する観点から、以下の項目に該当するものは出荷を控えてください。

## 1 果実

泥水等に水没または泥水が付着した果実は、微生物の付着や腐敗等の可能性があり、衛生面や品質面で安全が担保されないことから、生食に加え加工用としても出荷を控えてください。

特に、りんごでは土壌の付着を主要因とし果実で増殖した、ある種のカビが産生するカビ毒パツリン（※）について、食品衛生法でりんごジュース及び原料用りんご果汁の基準値（0.050ppm）が定められています。

泥水に冠水または泥水が付着したりりんご果実及び落果し泥が付着した果実については、加工用での出荷を控えてください。

なお、果樹共済に加入されている方は、共済の対象となる場合があるため収穫する前に農業共済組合に相談をしてください。

（※）パツリンは、りんごの果実等で増殖する青カビの一種が作り出すカビ毒で、人体に対する毒性が強いことが明らかになっています。パツリンの対策については、長野県GAP推進会議「長野県適性農業規範（改訂版）」に記載されており、長野県ホームページに掲載していますので参考にしてください。

## 2 野菜

泥水等に水没または泥水が付着した野菜は、微生物の付着や腐敗等の可能性があり、衛生面や品質面で安全が担保されないことから、出荷を控えてください。

ほ場の一部が冠水した場合についても、上記を参考にしてJA等出荷先と相談の上、出荷者が責任をもって判断してください。

なお、農林水産省消費・安全局では、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」（平成23年6月）を作成し、ホームページに掲載していますので参考にしてください。